

税の申告受付



平成 30 年 1 月 1 日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、住民税申告または所得税の確定申告により、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた所得について、3 月 15 日までに申告しなければなりません。

簡易な所得税の確定申告も、同じ日程で受付を行います。住宅ローン控除を申告する初年度の方や、土地・建物などの譲渡所得、株式などの譲渡所得・配当所得、平成 29 年中に亡くなられた方の準確定申告など、内容により受付できないものもあります。その際は、阿蘇税務署で申告をお願いします。

(受付時間) 午前 9 時 ~ 午後 4 時
(開 場) 午前 8 時 30 分

2/16 金 ~ 3/15 木

※一の宮会場・阿蘇会場では、e-Tax（国税電子申告・納税システム）がご利用いただけます。

●申告日程

月 日	会場	対象となる行政区
2月16日金	【波野会場】	檜木野、赤仁田、小地野、坂の上、中道、山崎、中江
2月19日月	波野支所 (保健福祉センター)	小園、笹倉、大道、立塚、横堀、遊雀、仁田水、滝水
2月20日火	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	内牧 1 区、南宮原、乙姫
2月21日水		内牧 2 区、小里、新村、本村、茗ヶ原、元黒川、黒川千丁
2月22日木		内牧 3 区、内牧 4 区、西小園、原の口、小倉、下の原、上西黒川、下西黒川
2月23日金		湯浦、山田、西小倉、小野田町、跡ヶ瀬、的石
2月26日月		内牧 5 区、南黒川、狩尾 1 区、狩尾 2 区
2月27日火		宇土、小池、黒流町、北黒川、狩尾 3 区
2月28日水		西湯浦、鷲の石、今町、赤水
3月 1 日木		成川、枳、車帰
3月 2 日金		深葉、折戸、浜川、永草
3月 5 日月		【一の宮会場】 本庁 北側別館 大会議室
3月 6 日火	分 1 区、福原、馬場、豆札、上役犬原、蔵原	
3月 7 日水	分 2 区、古閑、下町、道尻、竹原	
3月 8 日木	西 1 区、西 2 区、分 3 区、福岡、上町、西仲町、原口、下役犬原、西町	
3月 9 日金	西 3 区、古神 1 区、神石、東仲町、古城 1 区、中原、下西河原、片隅	
3月12日月	古神 2 区、古神 3 区、古城 2 区、古城 3 の 1 区、上井手、上西河原、西下原	
3月13日火	東 1 区、東 2 区、古城 3 の 2 区、古城 4 区、下井手、西井手、下東下原	
3月14日水	北 1 区、北 2 区、東 3 区、古城 5 の 1 区、上東下原、荻の草	
3月15日木	町 1 区、町 2 区、古城 5 の 2 区、古城 6 区、古城 7 区、舞谷	

※申告期間中、申告受付会場以外（税務課窓口など）での受け付けはできません。あらかじめご了承ください。

申告受付会場に持参するもの

1 印鑑

2 マイナンバーカードなど

社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

●本人確認(番号確認・身元確認)を行うときに使用する書類の例

★例1: マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

★例2: 通知カード(番号確認) + 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証、年金手帳など(身元確認)

3 所得の計算に必要なもの

【営業等所得、農業所得または不動産所得】

収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書、帳簿など、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛売却証明書

【給与所得・雑所得(公的年金など)または退職所得】

給与所得などの源泉徴収票

【一時所得】

個人年金や生命保険などの満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書など

【譲渡所得または山林所得】

土地や建物、山林等の資産を譲渡、売買、取用などした場合は、その契約書や証明書など

【配当所得】

配当所得などの源泉徴収票や支払通知書など

4 所得控除の計算に必要なもの

【医療費控除】

本人または生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書

【社会保険料控除】

国民年金保険料及び国民年金基金掛金等の控除証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び農業者年金保険料などの領収書

【生命保険料控除】

生命保険契約などに基づいて支払った一般の生命保険料、個人年金保険契約などに基づいて支払った個人年金保険料、介護医療保険契約などに基づいて支払った介護医療保険料の控除証明書

【地震保険料控除】

家屋または生活用資産などを保険の目的とした地震保険契約などに基づいて支払った保険料の控除証明書

【障害者控除】

本人または生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある方を証明するもの(障害者手帳など)

【扶養控除・配偶者控除】

控除の対象となる親族のマイナンバーが分かるもの

【雑損控除】

被災した住宅・家財等の損失額の計算書

5 その他

○熊本地震による雑損控除を受けられた方で、平成28年分の所得金額から控除しきれなかった金額(繰越控除)がある場合は、申告によって平成29年分の所得金額から控除することができますので、昨年の申告書の控えをご持参ください。

○所得税においては、給与等の金額が2千万円以下である給与所得者で、年末調整を受けた給与所得以外の所得等が20万円以下である場合や、公的年金収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税においては、20万円以下のその他の所得についても給与所得・公的年金に係る雑所得と合わせて申告書を提出する必要があります。

○非課税所得(遺族年金、障害者年金等)のみの方や所得の無かった方は、その旨を申告しなければ、国民健康保険税の軽減措置などが受けられなくなります。

○所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがありますので、ご注意ください。



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
 - ・初回30分超えた2回目以降は30分3500円です。
- ※経済的に余裕がない方は、テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属

弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告

災害復旧などに尽力

堀川淳氏が瑞宝双光章受章

長きに渡り危険性の高い業務に従事したとして元自衛官の堀川淳氏（内牧5区）が瑞宝双光章を受章されました。

堀川氏は昭和50年に陸上自衛隊に入隊。平成2年に発生した阿蘇地域の水害や平成3年の雲仙普賢岳噴火、平成7年の阪神淡路大震災など数多くの災害に派遣出動し救助活動などに尽力されました。

平成22年9月に一等陸尉で退官後、防災士や普通救命士の資格を取得。現在も社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、小学校や公民館などを回り市民に防災教育を行っています。

表彰



受章を報告した堀川氏（左）

わだい



阿蘇たばこ販売協同組合の皆さん

喫煙者のマナー向上訴え

阿蘇たばこ販売協同組合が清掃活動

阿蘇たばこ販売協同組合（嶋村征司理事長）のメンバー11名が12月8日に市役所周辺の清掃活動を行いました。

同組合は市内の29店舗が加入。社会貢献活動として毎年3回地域の美化清掃活動を実施しています。昨年は7月に阿蘇医療センター周辺の清掃も行っており、今回の活動は2回目となります。

清掃作業に参加したメンバーらは、ポイ捨てされたタバコを拾い集めながら喫煙者のマナー向上を訴えました。

インバウンドの受け皿に

門前町商店街に「水の駅阿蘇門前」オープン

インバウンド（外国人が訪れてくる旅行）への対応や国道57号北側復旧ルート開通後の将来的な観光客の受け皿として、12月17日に門前町商店街振興協会（宮本一良会長）が同商店街に『水の駅阿蘇門前』をオープンしました。

当施設は、外国人客にも対応する観光案内所として開設。無料WiFiファイを完備し、中国語を話せるスタッフの雇用や阿蘇神社の復興状況をSNSを使って生放送するウェブスタジオの設置など、元気な阿蘇の魅力を発信する施設となっています。

施設内では地元の野菜や阿蘇の特産品の販売なども行われます。

わだい



オープニング式典の様子

目指せ東京オリンピック出場

森永修斗さんがテコンドーの全国大会3連覇

11月19日に開催された第35回全日本テコンドー選手権大会のキョルギ部門マイナス68キ級で優勝した一の宮中出身でルーテル学院高校2年の森永修斗さん(北2区)が、12月28日に市役所を訪れ佐藤市長に大会結果を報告しました。

森永さんが同大会で優勝したのは今回で3回目。このほか、テコンドーの国際大会での優勝や昨年阿蘇市で開かれた韓国総領事杯で準優勝するなど輝かしい成績を収めています。

森永さんは「東京オリンピックに向けて平成30年は大事な年。出場に近づけるよう頑張りたい」と抱負を述べました。



優勝を報告した森永さん(左から2人目)

未来のスプリンター目指して

オリンピックメダリストが子どもたちに陸上指導

北京オリンピック陸上男子4×100リレー銅メダリストの朝原宣治さんが、12月17日に阿蘇体育館を訪れ子どもたちを対象に走り方を指導しました。

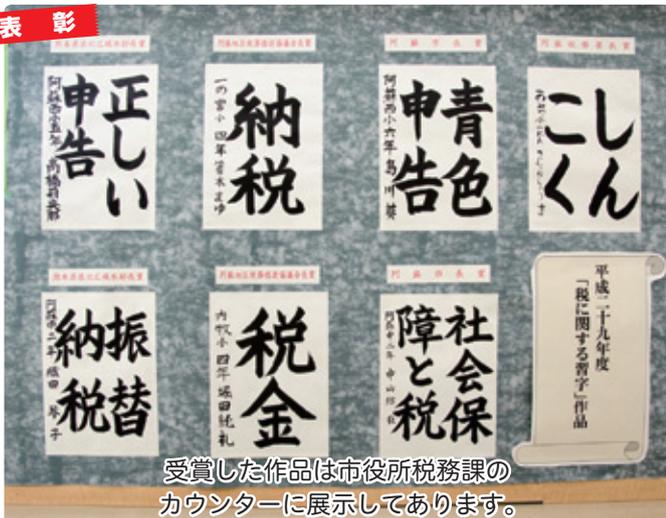
この走り方教室は、日本スポーツ振興センターの協力を得てNPO法人火の山スポーツクラブが陸上王国阿蘇復活のために企画したもので、市内の小学生約100名が参加。世界で活躍したトップアスリートから早く走るコツを学びました。

朝原さんからは「これから先スポーツを通してできるだけ皆さんの出会いを大切にしてください」とエールが送られました。



子どもたちを指導する朝原さん

表彰



受賞した作品は市役所税務課のカウンターに展示してあります。

税への関心 習字で深める

平成29年度「税に関する作品」表彰

次世代を担う子どもたちに税に対する関心を深めてもらうため、阿蘇税務署管内では、毎年習字作品の募集を行っています。

今年度は、応募総数609点の中から左記の7名(敬称略)の作品が表彰されました。

阿蘇地区税務推進協議会会長賞
一の宮小4年 箸本眞侖
内牧小4年 堀田純礼
阿蘇税務署長賞
一の宮小1年 木村勝眞
熊本県東北広域本部長賞
阿蘇西小5年 高橋莉央那
阿蘇中2年 織田琴子
阿蘇市長賞
阿蘇西小6年 島川葵
阿蘇中2年 中山結衣